

FSC 認証国内基準草案 8

2007 年 8 月

日本森林管理協議会 (FORSTA)

原則#1. 法律とFSCの原則の順守	検証事項・方法	解説	所見	得点
森林管理は、関連する全ての国内法及び国際条約や合意を順守する。また、FSCの原則と規準にも従う。				
1.1 森林管理は、関連する全ての国内法及び各自治体の条例や行政的要求事項を順守する。	文書・地図、現場、関係者聞き取りで確認	<ul style="list-style-type: none"> 該当する法令等には森林法、森林・林業基本法、森林組合法、種苗法、森林害虫等防除法、自然環境保全法、自然公園法、砂防法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、文化財保護法、地域森林計画、市町村森林整備計画、自治体等独自の森林・林業計画等 認定施業計画については変更が多いなど運用実態が疑問視されているので、計画に沿って実施されているか、基本的には変更する際も認定基準に沿って手続きをしているか、がポイント。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 当該森林の管理に関する全て国内法及び各自治体の条例や行政的要求事項を認識していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 森林管理者は、法律等の順守を表明していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 法関係の書類は保管され、少なくとも一人は法令集の管理や更新に責任をもつこと 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 関与する法令等については従業員・作業員への周知を図ること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 全て国内法及び各自治体の条例や行政的要求事項に違反のないこと 			<ul style="list-style-type: none"> 	
1.2 関連する法的に規定された料金、税そして他の費用は、全て払わなければならない。	税金・特許使用料など支払い証明書、領収書で確認			
<ul style="list-style-type: none"> 税金、特許使用料などの支払いを証明することができること 				
1.3 CITES、ILO条約、ITTA、生物多様性条約等の国際的取り決めで規定されているすべての事項に従わなければならない。	聞き取り、文書で確認	<ul style="list-style-type: none"> 国内法で十分機能すると考えられるが、ワシントン条約（CITES）、ILO条約、国際熱帯木材協定（ITTA）、生物多様性条約、ラムサール条約、世界遺産条約、ボン条約等の国際的取り決めにに関するチェックも必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 当該森林の管理に関与する国際的な取り決めに認識していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 関与する国際的な取り決めに順守していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	

1.4 法律や取り決め等と「F S Cの原則と規準」とが整合しない場合は、認証機関及び関連組織により評価されなければならない。	聞き取り、文書で確認	<ul style="list-style-type: none"> • 整合性の評価は認証機関及び認証関係者により行う。 	•	
<ul style="list-style-type: none"> • 国内法等の改定に伴い FSC 原則・規準との不整合が生じた場合、認証決定に係わる影響を評価し、両者間の不整合を認識しておくこと 			•	
1.5 森林管理地域は、違法伐採、不法投棄、そして他の無許可の行為から保護されなければならない。	聞き取り、文書で確認	<ul style="list-style-type: none"> • わが国では盗伐があり、不法投棄が多い。森林管理者の責任外であるが、警察や自治体と協力して取り締まっているかが問われている。 • 林道の封鎖など地元民の森林利用促進と無許可行為の予防措置との兼ね合いが難しいが、双方への努力が説明できるものであることが望ましい。 	•	
<ul style="list-style-type: none"> • 違法伐採・不法投棄等に加担しない、または予防する管理システムになっていること 			•	
<ul style="list-style-type: none"> • システムは文書化されていること。 				
<ul style="list-style-type: none"> • 通報等保護措置執行に関する公的機関への報告を行っていること 			•	
1.6 森林管理者は、「F S Cの原則と規準」を長期にわたり厳守することを立証しなければならない。	聞き取り、文書で確認	<ul style="list-style-type: none"> • 文書あるいは公的な場での表明でよい。 	•	
<ul style="list-style-type: none"> • 長期にわたって厳守することの声明が必要 			•	

原則#2. 保有権、使用権および責務	検証事項・方法	解 説	所見	得点
<p>土地や森林資源に対する長期にわたる保有や使用の権利は、明確に規定されるとともに文書化され、また法的に確立されることが必要である。</p>			<ul style="list-style-type: none"> • 	
<p>2.1 対象となる土地を長期にわたり森林として使用する権利（土地の所有権、賃貸契約など）が明確に立証されていないと認められない。</p>	<p>文書・地図、現場、聞き取りで確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国や自治体の事業で管理区域が余儀なくされる場合の対応→林地の変更届によって認証機関が判断。 • 不在地主や不明地主との境界が曖昧な場合、法務局地域事務所・自治体・森林組合等を通じて認証対象森林との境界を明確にしたい旨届け出、広告縦覧を行うことなどにより、境界確認の努力量を評価する。ただし、認証範囲は法的にみて問題ない地域範囲で設定していることを確認することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> • 	
<ul style="list-style-type: none"> • 森林資源の使用と森林管理の権利を証明することができること 			<ul style="list-style-type: none"> • 	
<ul style="list-style-type: none"> • 保有権については明確な地域区画の提示が必要 			<ul style="list-style-type: none"> • 	
<ul style="list-style-type: none"> • 保有権の範囲や管理地域の変更は、変更届が必要 			<ul style="list-style-type: none"> • 	
<ul style="list-style-type: none"> • 森林管理を行っている土地の長期的維持に努めていること 			<ul style="list-style-type: none"> • 	
<p>2.2 慣習的保有権あるいは使用権を有する地元（住民）が、地域社会の権利や資源を保全するために、森林施業に関与する権利を保障しなければならない。ただし、地域社会が、自由意志により、同意を行った上で、管理を他の機関に委託した場合を除く。</p>	<p>文書・地図、現場、聞き取りで確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 所有者・管理者が確定しているところで森林施業に関与する地域社会はわが国ではほとんどないが、山守制度・支配人制度等が残るところでは確認が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> • 	
<ul style="list-style-type: none"> • 地元の慣習的・伝統的保有権・使用権を尊重し、順守していること 			<ul style="list-style-type: none"> • 	
<ul style="list-style-type: none"> • 上記の権利関係が森林管理者によって文書化・地図化されていること 			<ul style="list-style-type: none"> • 	

<p>2.3 保有権や使用権に関する紛争を解決するため、適切な手段が講じられなければならない。認証評価の際には、あらゆる未解決紛争についての詳細や状況を全て考慮し、重大な利害関係を含む重要な紛争が未解決の場合、通常、管理に関する認証は不的確とされる。</p>	<p>文書・地図、現場、聞き取りで確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 認証そのものは非公開が原則。特に私権に係わる争いについてはその原則を厳重に順守すること。 	<ul style="list-style-type: none"> • 	
<ul style="list-style-type: none"> • 保有権・使用権に関わる重大な争議がないこと 			<ul style="list-style-type: none"> • 	
<ul style="list-style-type: none"> • ある場合、過去から現在に至る全ての土地保有と使用に関する論議の記録が提示できること 			<ul style="list-style-type: none"> • 	
<ul style="list-style-type: none"> • 紛争が解決済みの場合も文書で証明できること 			<ul style="list-style-type: none"> • 	
<ul style="list-style-type: none"> • 紛争がある場合、その解決のため積極的に取り組んでいること 			<ul style="list-style-type: none"> • 	
<ul style="list-style-type: none"> • 紛争解決及び解決に至るまで施業を停止する等紛争対応に相応しいシステムを有していること 			<ul style="list-style-type: none"> • 	

原則#3. 先住民の伝統的慣習の尊重	検証事項・方法	解 説	所見	得点
<p>先住民の森林および森林域に関する伝統的・慣習的な利用が認められ、尊重されること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 日本ではアイヌ民族が該当するが、1997年4月に成立したアイヌ新法では、アイヌ民族の先住性を歴史的事実として認める参議院の付帯決議が付いているだけで、アイヌ民族の所有する土地や森林などは現に存在しないという公的見解となっている。 しかし、北海道ではアイヌ民族を祖先に持つ人々の伝統的な森や川の使用慣習が一部地域で残っており、FSCの精神からは地域住民の慣習的権利と同様にそれを尊重する必要がある。 FSC 規準 3.1～3.4の中から、わが国の先住民と森林との関係のみを抽出している。 	<ul style="list-style-type: none"> 	NA
<p>3.1 先住民にとり、文化的あるいは宗教的に重要な意味をもつ特別な土地の伝統的な森林資源の利用について、森林管理者はこれを容認するとともに、保護しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林管理者は、管理地域におけるアイヌ民族の慣習的利用の実態を調べ、その内容を文書と地図に整理し明記しなければならない。 慣習的利用がある場合、その伝統的な森林利用文化を尊重し、現状の利用レベルを維持・保護しなければならない。 その場合、管理計画書などに慣習的利用を保障する旨明記しなければならない。 	<p>アイヌ民族関係者へのヒアリング等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有権等先住民の未解決問題がなければ、森林管理面でのみ先住民の諸権利を尊重。 森林管理にあつたっては、アイヌ民族が聖地としてきた土地や森林・河川・溪流からの祭りや催しのための伝統的な生物の採取などが残っており、これらの土地や森林が管理地域に含まれるかどうかの確認と、含まれる場合にはその権利の保障。 	<ul style="list-style-type: none"> 	NA

原則#4. 地元 との関係と労働者の権利	検証事項・方法	解 説	所見	得点
<p>森林管理は、林業に従事する者と地域社会とが、長期にわたり社会的経済的に十分な便益を得られる状態を継続あるいは向上するものであること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> FSC 規準 4.4、4.5 は、規準 4.1～4.3 に挿入してある。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<p>4.1 森林管理者は、地域や地域の利害関係者に対して閉鎖的でなく、よい関係を築くことを目的とし、実践すべきである。</p>	<p>就業規則・教育訓練マニュアル、従業員・地元住民・地元企業・組織からのヒアリングで確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雇用面での地元の範囲は、社会的通念上無理なく通勤できる範囲（I ターン者も同様）。 地元とは、管理森林や林業と何らかの関わり持つ範囲。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 地元住民の雇用を優先的に行うこと 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 地元の企業を優先的に使用すること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 地元住民の利用慣習を尊重し確保すること。また、地元との紛争は解決済みであること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 森林管理による社会的影響を評価し、直接影響を受ける人々やグループには協議を継続して行わなければならない（FSC 規準 4.4）。 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 地元との係争処理のシステムがあり、損害が生じた場合補償をおこなうこと（FSC 規準 4.4、4.5） 	<ul style="list-style-type: none"> 			
<p>4.2 森林管理者は、林業労働者（請負業者を含む）の安全と健康の確保及び技術習得などの訓練・教育に努めなければならない。</p>	<p>事故を防ぐための基本方針とシステム・マニュアル、訓練・教育の記録、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 林業労働者の労働条件水準が他産業に比べて低いため、他産業水準にまで高めることは目標としても、全国の林業労働者の平均水準を基準にして評価する。 ただ、全産業中最も怪我などの多い職 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 森林管理者は、労働安全衛生関連の規則を熟知していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	

<ul style="list-style-type: none"> 定期的な安全訓練、安全確認を行っていること 	従業員ヒアリングで確認、また現地調査で確認	2. 5種であるため、安全基準はILO水準を順守する。		
<ul style="list-style-type: none"> 労働者に対する障害等保険の加入等労働災害の補償制度を有し活用していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 労働安全環境は全国の基準と同等かそれ以上であること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 労働者への安全装備の支給と装着確認、請負従事者には安全基準の順守要求が必要 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 労働者の教育・訓練の場と機会を提供すること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 労働者に対しての適切な労働条件水準を確保すること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
4.3 森林管理者は、労働関係法を順守し、労働者個人の権利と労働者が労働組合を組織し、雇用主との自発的な交渉を行う権利を保証しなければならない。	就業規則、労使協定書、従業員ヒアリングで確認	<ul style="list-style-type: none"> 公務員の団体交渉権は国内法の整備・ILO条約との批准まで除外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 結社の自由・団体交渉権（ILO87、98の順守）を尊重すること。 			<ul style="list-style-type: none"> 	

原則#5. 森林のもたらす便益	検証事項・方法	解説	所見	得点
<p>森林管理は、経済的な継続性と、環境や社会が享受しているさまざまな便益とを確保できるよう、森林から得られる多様な生産物やサービスの効果的な利用を促進するものであること。</p>				
<p>5.1 森林管理は、経済的・資源的に継続できるように努力されなければならない。(FSC 規準 5.6 と統合)。</p>	<p>森林管理基本方針・管理計画・施業計画・実績及び現地調査等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資源目録は、県等の借り物でなく、自前のものが必要。 長期とは1伐期単位。 資源の継続性が森林施業計画認定基準でカバーされていない場合が多く、特に林齢構成の平準化と再生林は資源収穫の安定性から重要である。最低でも、皆伐後の再生林の実行は担保されなくてはならない。 戦後拡大造林された人工林が、30～40年生の一斉林となっているところでは、将来長伐期化するとしても、林齢構成が法正化するまでは、経済的に価値のない林を切り、新植を行わなければならないという経費が発生し、少なくとも20年間は経済的な安定は得られない。このようなところは、補助金による手当てや、公有林等の一般財源を認めることとする。また、その間伐材や他の林産物収穫への挑戦などが評価の対象となり、主伐収入だけでなくも経済的持続性が図られれば良い。 不成績造林地の拡大造林補助については、別の林分構成へシフトさせていく 		
<ul style="list-style-type: none"> 正確な資源目録が調製され、地図化されて、森林資源の状況を正確に把握していること 				
<ul style="list-style-type: none"> 長期の見通しを立て、短期の実施計画を作成すること 				
<ul style="list-style-type: none"> 皆伐後には速やかに再生林を行うことなど、収穫に対応した更新を行うこと 				
<ul style="list-style-type: none"> 収穫量と成長量を比較しながら林令構成を平準化すべきこと 				
<ul style="list-style-type: none"> 短期的な対応が森林資源全体の長期に与える持続性阻害を回避すること 				
<ul style="list-style-type: none"> 森林資源を持続的に収穫するための管理システムの確立と最適な森林作業を選択すること 				
<ul style="list-style-type: none"> 環境的・社会的配慮及び森林災害対策等の総コストを予算に計上すること 				
<ul style="list-style-type: none"> 木材生産にかかる適切なコスト計算システムを導入していること 生産にかかる全ての環境、社会に関 				

<p>る管理費用に計上し、環境・社会に対する配慮が持続的に行われていること</p>		<p>ことも考えるべきで、投資の有効性も評価すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 経済的には長期的なバランスで見なければならない。特に当座の収入の確保 • は現市場下において専門林家の場合は十分に考慮する必要がある。 		
<ul style="list-style-type: none"> • 財務諸表の調製を行っていること 				
<p>5.2 森林からの収穫物は、一つの林産物のみ依存することを避け、森林がもたらす多様な生産物を最大限に活用するものでなければならない。(FSC 規準 5.4 と統合)</p>	<p>販売・流通計画、木材利用計画、実績、地域との協議記録等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 木材のみの生産から多様な林産物等の生産システムに替えているかどうかの評価のポイント。多角経営を好まない林業家の体質がわが国では色濃く残る。 • 木材価格が高値で推移してきた流通機構のまま、木材生産者は直近の木材市場価格しかみない経営が続いてきた。素材生産者への立木販売や直近での市場販売などから直接消費者に届けることなど、より高く売る努力をしているかも評価のポイント。 		
<ul style="list-style-type: none"> • 森林から収穫できる全ての製品やサービスを認識していること 				
<ul style="list-style-type: none"> • 木材や他の林産物の付加価値づくりに努力していること 				
<ul style="list-style-type: none"> • 木材・林産物を効率的に利用していること 				
<p>5.3 森林管理は、伐採や現場での加工作業に伴う残材を最小限に抑えなければならない。</p>	<p>現場調査及び収穫作業マニュアル・実績等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 切り捨て間伐の多いこの時代、残材の処理の最適化を如何に行っているかが評価のポイント。 		
<ul style="list-style-type: none"> • 伐採や運材作業での利用材の破損を最小限にしていること 				
<ul style="list-style-type: none"> • 収穫と現場加工による残材の発生を最小限にし、粗大な残材の利活用を推進していること 				
<ul style="list-style-type: none"> • 残材を環境に配慮して処分していること 				
<ul style="list-style-type: none"> • 利用材積率の向上に努めていること 				
<p>5.4 森林管理は、他の森林資源へのダメージを避けるものでなければならない。</p>	<p>現場調査及び収穫作業マニュアル</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 除間伐材など、生態的にみても、コスト面からも林地に残しておくことが必要と判断される場合、土壌侵食防止を 		

<ul style="list-style-type: none"> 伐採や運材作業において、林床植物の残存や土壌の攪乱防止など林内生態系の維持や土壌肥沃度の保持に配慮すること 利用できない残材は、生物多様性の確保や土壌侵食防止上必要となる場合には作業現場に残しておくこと 	<p>ル・実績等で確認</p>	<p>兼ねて、等高線状に並べる。我が国の急傾斜地林業では必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 立木売りなどで下草を全刈りする化粧刈りの習慣が残っているところがある。下層植生の刈り込みは必要最小限にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<p>5.5 森林管理は、森林のもたらす水資源や漁場などのサービス及び価値を、認識し、維持し、高めていくものでなければならない。</p>	<p>現場調査及び森林管理マニュアル・実績等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本の森林の場合森林と海との距離が極めて近い場合が多い。この場合伐採時に河川に残枝や除伐木を残しておく、漁場に流れ養殖や定置の網に被害を与える場合が多く、注意しなければならない。→環境面でも取り上げる 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 森林が有する各種サービス資源の情報を知り、その内容を認識していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 上水の供給や漁業など管理森林・林業が及ぼす地域関連産業等への影響の利欠点を認識し、悪影響を回避するとともに、その価値の向上を目指していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> レクリエーションや自然体験の場として一般開放されていること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 社会的配慮の総コストを予算に計上すること 			<ul style="list-style-type: none"> 	

原則#6. 環境への影響	検証事項・方法	解説	所見	得点
<p>森林管理は、生物の多様性とそれに付随する価値、水資源、土壌、そしてかけがえのない、しかも壊れやすい生態系や景観を保全し、生態学的な機能や森林の健全さを維持するものであること。</p>				
<p>6.1 環境へ与える影響の評価は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じて徹底して行われなければならないとともに、管理システムの中に十分に組み込まれていなければならない。評価は、各現場作業による影響に配慮するとともに、景観レベルでの影響にも配慮されなければならない。環境への影響は、現場での作業が行われる前に評価されなければならない。</p>	<p>環境方針、環境影響軽減マニュアル、実績、現地調査等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保全水準は同地域周辺の自然林や成熟二次林とその環境条件をモデルとする。 環境配慮の作業ごとの整理では、植林から始まり、集運材までの各工程に分ける。 目標林型を提示しなければ、作業の適切さが評価できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 環境変化や影響に対する保全水準を認識し、実行していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 各作業ごとに環境に配慮すべき事項を整理し、認知し、評価されていること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 将来の望ましい森林構造と環境影響軽減行為に関するガイドラインを有していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<p>6.2 希少種、危急種、絶滅危惧種及びその生息地（例えば、営巣地や採餌場所など）を保護する手段がとられなければならない。また、不適切な狩</p>	<p>レッドデータリスト、注目種に関する保護マニ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国・県レベルでのレッドデータリストを利用。 データが不足しているところでは、地元専門家の意見が用いられてもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 	

<p>猟、釣り、仕掛け罟、採集等の取り締まりに協力しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域内のレッドデータリスト等貴重生物記載種の有無が確認されていること 森林管理がそれらの生育・生息に及ぼす影響を認知し、最小限化に努めていること 貴重種の営巣地や採餌場所などを含む生育・生息環境を保護していること 絶滅危惧種等貴重な生物に認定された種に対する保護管理ガイドラインが作成されていること 不適切な狩猟、釣り、採取に対する予防及び監視措置など取り締まりシステムを有し、実行していること 	<p>ユアル・実績等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 該当全種でなく、地域代表種、食物連鎖上位種などを指標として利用できる。 貴重種の生息を規定する環境条件の保護・保全についても考慮すること。 貴重種は乱獲を防ぐため通常地図化されていないか、曖昧な表示としてある場合が多い。このため、現場作業員が日々チェックできる簡易なチェックリストの作成なども望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<p>6.3 生態的機能や価値は、以下に記載するものを含め、現状が維持されるときともに高められ、あるいは復元されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然林や異年齢の林分を配置して景観的な多様性の維持・向上が図られていること (FSC 規準 10.1、10.2) 林分内の生物多様性の維持・向上がはかられていること (FSC 規準 10.3) 地拵え時の土壌劣化を回避していること (FSC 規準 10.6) 土壌の肥沃さ・構造・機能の確保が図られていること (FSC 規準 10.6) 	<p>現地調査、環境方針・ガイドライン、実績等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 景観レベル・林分レベルでそれぞれ評価。 景観レベルでは、自然林・発達した広葉樹二次林の尊重。 林分レベルでは、広葉樹を亜高木層まで交えた針葉樹人工林の優れた生態機能を尊重。 環境に配慮した施業の実施は当然。 溪流沿い、尾根沿いなどにバッファゾーンに設定。幅の基準は高木層の高さ。バッファゾーンは収穫時支障ある一部の伐採は認める。 急傾斜林業の我が国では、守るべき溪 	<ul style="list-style-type: none"> 	

<ul style="list-style-type: none"> 非森林環境、例えば露岩、高山植物群、雪崩多発地、崩壊地、湿地帯、河川・溪流等の特別な環境のエコシステムの働きを保持していること（例：常時水流のある河川・溪流沿いの自然林バッファの形成） 		<p>流の定義を常時水流のある溪流とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 植栽する種苗は林業種苗法に適合した種苗や実証済みのものを用いる。 		
<ul style="list-style-type: none"> 植栽樹種は地域固有種で、遺伝子的にみて自然の攪乱を回避していること（FSC 規準 10.4） 		<ul style="list-style-type: none"> 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 倒木・枯損木などの樹洞性動物の生息環境は、安全性等を考慮して、保持していること 				
<p>6.4 その景観に含まれる現存する代表的な生態系は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じ、自然のままの状態で保全されるとともに、地図上に示されなければならない。</p>	<p>現地調査、環境方針等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として管理面積の 10%を下限とする。 現在は低質二次林であっても、将来まで担保して保存するなら、生態系保護区に繰り込める。 HCVF も生態系保護区に繰り込める。 代表的生態系とは、溪流、尾根、斜面、標高差などのヴァリエーションを全て含むことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 管理区域内での、生態系保護地区のネットワークを作り、現存の生物の多様性を維持し、また保存しなくてはならないこと。保護地区の最低限の割合は管理区域の規模とその他の現存する保護区の大きさによる。 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 生態系保護地区は貴重なエコシステム、脆弱な地域等、管理区域内の生物的多様性の代表を含むものであること。施業可否に関わらず、保護地区は、その土地の景観や生態系を代表して選ばれるべきである。 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 生態系保護地区は、河川・溪流・湖沼・湿地などほかの目的のために保護された地域も含む。 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 収穫や新規の林道建設等施業の実施 				

<ul style="list-style-type: none"> は生態系保護地区では禁止だが、緩衝地帯が形成されていて、生態系保護地区の目的に合致し、影響が軽微な場合は別とする。 				
<ul style="list-style-type: none"> 生態系保護地区内では、環境への影響が少ないもの、例えば先住民の伝統的活動、地元の娯楽、エコツーリズム、狩り、釣りなどは許可され、これによって保護地区の設置目的に合致している状態を損ねない限りは認めるものとする。 				
<p>6.5 土壌侵食、土砂崩壊などを引き起こさないよう配慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道建設・維持管理や機械作業による影響を評価し、影響を最小限とする対策を文書化するとともに実行すること 皆伐・地拵え・新植など森林伐採後の土砂崩壊に対する対策を立て実行すること 	<p>土砂災害防止・最小限化のマニュアル・実績、現地調査等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 脆弱な林道誘発型の崩壊に注目。これらの地域に対する細心の配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 豪雨時の流木災害を防ぐため下流近接部に人家などがある場合、間伐後の残材などを溪流付近から遠ざけて集積すること 		<ul style="list-style-type: none"> 捨て伐り間伐の溪流沿いでの残材処理に注意。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊の危険性を有する立地条件下では、人工林から天然広葉樹林などに代えるよう予防措置を講じること 		<ul style="list-style-type: none"> 災害を発生または誘発しそうな場所での人工林施業は避け、自然林等災害を起こしにくい森林への遷移を誘導すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<p>6.6 水質汚濁などを引き起こさないよう配慮すべきである。</p>	<p>侵食防止・森林損傷最小限化・水資源保全のマニュアル・実績、現地調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地元の水利用や水道水源の上流森林、下流に魚場があるときに注意。 	<ul style="list-style-type: none"> 	

	等で確認			
<ul style="list-style-type: none"> • 土壌侵食を起こさないような森林整備に努めている。 	•	•	•	
<ul style="list-style-type: none"> • 下流への土砂流入を最小限とする森林整備に努めている。 			•	
<p>6.6 管理システムは、環境に配慮した非化学的な病虫害への対処方法を開発し取り入れいくとともに、化学的農薬の使用を避けるよう努めなければならない。世界保健機構で規定されているタイプ1A、1B及び塩素系炭化水素農薬（chlorinated hydrocarbon pesticides）は、残留性が高く有毒であるとともに、その誘導物質（derivatives）は生物的に活性化し続け使用目的をはるかに超えて食物連鎖の過程で蓄積するので、国際条約により禁止されている農薬同様、使用が禁止されなければならない。化学物質を使用する際は、健康と環境に及ぼすリスクを最小限に留めるため、適切な設備と訓練とが整備されていなければならない。（FSC 規準 10.7）</p>	<p>法令、取り扱いマニュアル、使用履歴、関係者ヒアリング等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 我が国の場合、ササやシダなどで更新が難しいところがある。このようなところでは新植時に1回程度の除草剤の使用は認める。 • ただし、水道水源域を除くこと。 		
<ul style="list-style-type: none"> • WHO及びFSC禁止化学物質を使用していないこと 			•	
<ul style="list-style-type: none"> • 病虫害防止に関する管理マニュアルがあること 			•	
<ul style="list-style-type: none"> • 非化学薬品の代替がないなどの使用理由を明確にすること 			•	
<ul style="list-style-type: none"> • 化学物質の使用の最小化を図り、使用記録を集積していること 			•	
<ul style="list-style-type: none"> • 農薬取締法を順守していること 			•	

<ul style="list-style-type: none"> 農薬等取り扱いマニュアルを順守し、適切な使用を促すチェックリスト作成し、実行していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 化学薬品取り扱い資格者が従事していること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
6.7 化学薬品、容器、燃料や油を含む液体、固体の非有機廃棄物は、環境に配慮した適切な方法で管理地域以外の場所に処理されなければならない。(FSC 規準 10.7)	法令、取り扱いマニュアル、実績等で確認			
<ul style="list-style-type: none"> 林地外での廃棄場所の特定 				
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄処分システムが適切であること 				
<ul style="list-style-type: none"> 林地での廃棄物残留がないこと 				
6.8 生物的防除を利用する場合は、その方法が文書化されるとともに、その利用は最小限に留められ、モニタリングされなければならないとともに、国内法及び国際的に認められた科学的取り決めに従い厳しく管理されなければならない。なお、遺伝子学的に生命体を変化させることは禁止されなければならない。	法令、取り扱いマニュアル、実績等で確認	<ul style="list-style-type: none"> わが国の林業では病虫害の予防に生物的防除や遺伝子組み替え体を現時点では使用していない。 今後、新しい病虫害の発生に対して、どのように対処すべきか、科学的な根拠や実証試験結果が出るまでは、生物的防除や遺伝子組み替え体の使用は禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 生物的防除を利用する場合は、その方法が文書化されるとともに、その利用は最小限に留められ、モニタリングされなければならない 		<ul style="list-style-type: none"> 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 遺伝子学的に生命体を変化させることは禁止されなければならない。 		<ul style="list-style-type: none"> 	<ul style="list-style-type: none"> 	
6.9 外来種の利用は、生態系への悪影響を避けるため、慎重に管理され、頻繁にモニタリングされなければならない。	現地調査、森林管理計画、実績等で確認	<ul style="list-style-type: none"> 南北に長く、雪の有無など気候条件に変化があるため、国内固有種でも、地域の自然条件に合致しているかを評価。当然、外国産のものは外来種とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 	

		•		
<ul style="list-style-type: none"> わが国での人工林主要樹種であるスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、ヒノキアスナロ（ヒバ）などについて天然分布範囲外での植林の場合は、周辺の環境に影響を及ぼしていないことや、地域固有の景観として定着していることなどを確認すること 		•	•	
<ul style="list-style-type: none"> 林道法面の外来牧草等の使用を回避していること 		•	•	
<p>6.10 森林を他の土地利用へ転換させてはならない。但し、下記の場合を除く：</p> <p>a) 森林管理区域のごく限られた範囲で行われる場合</p> <p>b) 保護価値の高い森林区域が除かれている場合</p> <p>c) 社会インフラ等公の利用に供し、森林環境・林業に与える影響が軽微な場合</p> <p>d) 一定量以下の人工林に置き換わる場合</p>	<p>現地調査、森林管理マニュアル、実績等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一定量以下の人工林；一定量を生態系保護区確保の10%を除いて、90%とする。 低質二次林からの拡大造林は認める。ただし、適切に管理された人工林に限る。 転換実績の有無、有の場合は、時と場所、面積を明らかにする。 	•	
<p>6.11 1994年11月以降に自然林及び成熟二次林から転換された植林は、通常、認証の対象とはならない。植林への転換に関し、森林の管理者／所有者に直接あるいは間接的に責任が無いという十分な証拠が認証機関に提出される場合は、認証の対象となることがある。(FSC 規準 10.9)</p>	<p>転換実績の有無、有の場合は、時と場所、面積を明らかにする。</p>			

原則#7. 管理計画	検証事項・方法	解 説	所見	得点
<p>森林において実施される事業の規模と内容に応じた適切な管理計画が文書化され、それに沿って事業が実施され、また、常に更新されること。また、長期的な見地に立った管理目標、目標達成のための手段が明確に提示されること。</p>				
<p>7.1 管理計画及びその付属文書・地図 (supporting documents) では、以下のことについて触れなければならない。</p>	<p>計画の内容、実績、現地調査等で確認。</p>			
<p>a) 管理目的 (森林管理に関する哲学・基本姿勢、社会的・地域的貢献に関する考え等)。</p>				
<p>b) 管理対象となる森林資源、環境に関する制限、土地利用と所有状況、社会経済的状況、隣接地の概略についての記載。</p>				
<p>c) 当該森林の生態及び自然資源調査により収集された情報に基づく、育林あるいは他の管理システムについての記載。</p>				
<p>d) 年間伐採量及び樹種選択の理論的根拠。</p>				
<p>e) 森林の成長及び動態に関するモニタリングを行うにあたっての規定。</p>				
<p>f) 環境評価に基づく環境保護方法。</p>				

g) 希少種、危急種及び絶滅危惧種の同定と保護に関する計画。				
h) 保護地域、管理計画、土地所有形態を含む森林資源に関する基本情報が記載された地図。				
i) 導入される伐採技術と設備についての記載とその事由。				
• 上記のほか、当国内基準に記載されている全ての事項を含むこと				
7.2 管理計画は、環境、社会、経済状況の変化に対応するとともに、それらを反映したものでなければならない。このため、モニタリング結果、あるいは最新の科学的知見・技術情報に配慮し、定期的に改訂されなければならない。(FSC 規準 8.2、8.4)	管理計画、改訂経緯等による確認	<ul style="list-style-type: none"> 管理計画の見直しは、次の視点も含む。 自然現象による森林の変化。 高保護価値森林 (HCVFF) の価値の変化 	•	
• 常に林業を取り巻く社会状況を把握し、それに相応しいPDCAサイクル型の管理計画改訂システムが整っていること			•	
7.2 管理計画の実行は、労働者・請負業者に周知徹底を図るとともに、適切な指導と訓練を施し、全てが役割分担のもと執り行う。	管理計画、改訂経緯等による確認			
• 労働者・請負業者が管理計画の内容を知っていること				
• そのための指導と訓練を行っていること、その記録を保有すること				
• 計画実行のための役割分担ができあがっていること				
7.4 秘密性を尊重する一方、森林管理者は、規準 7.1 で挙げたような事項を含む管理計画についての基本的事項の概要を公開しなければならない。				

原則#8. モニタリングと評価	検証事項・方法	解 説	所見	得点
<p>森林管理の規模と内容に応じた適切なモニタリングが、森林の状態、林産物の生産量、生産・加工・流通各段階、管理作業およびそれらが社会や環境に与える影響を評価するために行われること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● モリタリングは、森林認証制度が出てくるまでは、一般林業家には存在しなかった概念と思われる。 ● しかしながら、伝統的に継承してきた林業では、何らかの目安で持続性を維持してきた筈。その目安を尊重する。 ● ただし、文書化されていない事項が多いのがわが国の実情。 ● 簡易なチェックリスト、定点からの定期的な写真撮影などが当面推奨される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 	
<p>8.1 モニタリングの頻度とその内容は、影響を受ける環境の相対的な複雑性や脆弱性ととともに、森林施業の規模と内容に配慮して決定されるものとする。モニタリング方法は、結果が比較でき、変化が評価できるようにできるように、首尾一貫しているとともに反復できるものでなければならない。</p>	<p>モニタリングシステム、チェックリスト、管理計画、モニタリング反映計画、年次報告書、実績、現地調査による確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常のモニタリングは毎年および5年 ● 長期モニタリングプログラムは、最適の森林状態を基準として作成 ● 首尾一貫したモニタリングの実施の提示 ● モニタリングの年間スケジュールの提示 ● 短期のモニタリングの場合、作業前、作業中、作業後の現場検査の実施 ● 環境的に影響が認められた場合、作業の延期か軽減措置の実施 ● モニタリングは適切な訓練をうけ、経 	<ul style="list-style-type: none"> ● 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 作業種毎の森林やその環境に与える影響を効果的・効率的に査定するシステムを有すること 				

<ul style="list-style-type: none"> モニタリング結果の記録が照査可能状態で保管されていること 		<p>験のある人物が指揮、または地元の専門家の協力を仰ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> 影響の軽減措置でもなお影響が残る場合は、関係機関に通知し、さらに回復・復元するための計画を策定 事前に予測できなかった事態の発生時も管理活動は延期されるか縮小し、管理計画に反映、公的機関への報告 モニタリングのレベルは、施業の規模、環境的脆弱性など対象森林の特性に基づく。 		
<p>8.2 森林管理は、少なくとも以下に示すような、モニタリングに必要な調査とデータ収集を含むものとする。</p> <p>a) 収穫された全ての林産物の生産量</p> <p>b) 森林の成長、更新及び森林の状態</p> <p>c) 動植物の構成状態と観測された変化</p> <p>d) 収穫及び他の作業により生じる環境と社会への影響</p> <p>e) 森林管理にかかる費用、森林管理の生産性その効率性</p>	<p>モニタリングシステム、チェックリスト、管理計画、モニタリング反映計画、年次報告書、実績、現地調査による確認</p>			
<ul style="list-style-type: none"> 森林管理のモニタリング指標： 持続的収穫を支える森林資源目録：林種・樹種・立木本数（密度）、森林構造、種構成、樹高、胸高直径、材積、成長量等 目録は定期的に作成するが、大きな災害の際は更新 目録は年間伐採許容量を決定する際に、源量・成長量を計算するのに使用 				
<ul style="list-style-type: none"> その他当国内基準で要求されている事項全てを含むこと 				
<p>8.3 各々の林産物とその起源から追跡すること－“生産・流通・加工(“chain of custody”) 過程”として知られ</p>	<p>出入荷伝票、文書、木材の流れ図、現場</p>			

ているーが可能となるような文書が森林管理者により提示されなければならない。	等での確認			
<ul style="list-style-type: none"> 管理区域から出た製品のすべてを認識する文書やシステムが整い、消費者がその森林を特定できるようにすること 製品、品質、出入荷の日付、出所の森林、目的地、関係した個人/会社を含む書類を作成し保管しておくこと 木材市場、加工場、販売所において、認証された木製品のすべてが出所や種類、品質を認識できる文書を整えておくこと 認証された木材や林産物が明確に認識されるよう、生産された管理区域（森林）または生産施設を離れる前に、ロゴマーク等を用いた識別を行うこと 森林管理者は、不正な手段で非認証製品の混入を防ぐ措置を講じること 				
8.4 モニタリング結果は、管理計画の実行及び改訂に反映されなければならない。	管理計画、モニタリング反映計画、改訂版による確認	<ul style="list-style-type: none"> 原則として1年ごとの確認、5年ごとの改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 	
8.5 情報の秘密性を尊重する一方、森林管理者は、規準 8.2 で挙げたような事項を含む指標のモニタリング結果についての概要を公開しなければならない。		<ul style="list-style-type: none"> モニタリング結果の公表は、管理計画の概要公開に併せて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 	

原則#9. 保護価値の高い森林の保存	検証事項・方法	解説	所見	得点
<p>保護価値の高い森林の管理は、その森林の特質を維持、または高めるものでなければならない。保護価値の高い森林に関する決定は、常に慎重に行わなければならない。</p>				
<p>9.1 保護価値の高い森林の特質を判断する際、森林管理の規模および内容に応じた評価が不備なく行われるものとする。</p>	<p>現地調査、地図、文書・目録、地元専門家ヒアリング等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護価値の高い森林（HCVF）として自然林と発達した広葉樹二次林も含む。 また、管理区域内の湖沼・湿地など生態的に優れた地域、文化的な価値を有する地域も含む。 伐採すれば崩壊や下流域の洪水など災害の発生の恐れのある森林も含む。 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生態調査を行い、HCVF がもつ要素の有無を確認がなされていること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> HCVF 森林の特質が適切に評価されていること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> HCVF の存在を地図上でその範囲を確認できること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<p>9.2 認証過程においては、保護すべき特質の維持のための諸手法について、森林管理者自らの判断と、関係者による重点的な協議がなされなければならない。</p>	<p>関係者・地元専門家ヒアリング等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意見聴取者は： <ul style="list-style-type: none"> 保護価値高い森林と確認されたことによる直接的影響を受ける者 保護価値の高い森林の管理・生態を専門とする者 高い保護価値に関心を示す地元の代表者 	<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> 保護の価値が高いと判断された場合、地元の専門家の意見等によって再評価を行うこと 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<ul style="list-style-type: none"> HCVF の特質を維持するための適切な管理方法を提示すること 			<ul style="list-style-type: none"> 	
<p>9.3 管理計画は、HCVF の特質が確実に維持され高められるよう、慎重な措置</p>	<p>管理状況等現地調査、管</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通常、自然林や成熟二次林など HCVF として指定された森林等については人為 		

<p>を盛り込むとともに、実施されなければならない。この措置は、公開される管理計画概要に具体的に明示されなければならない。</p>	<p>理計画、実績等で確認</p>	<p>の不介入が望ましいが、二次林の特質維持のための弱度間伐や、土砂崩壊の恐れのある地元などでは、森林を維持するために補助的な砂防工法の導入などは容認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • HCVF のモニタリング結果の公表は、管理計画の概要公開に併せて行う。 		
<ul style="list-style-type: none"> • HCVF を認証審査前に意図的に変更していないこと。(FSC 規準 10.9) 				
<ul style="list-style-type: none"> • HCVF に対する森林収穫、林道工事等人為的な介入の規模と程度を査定するリスク評価がなされていること 				
<ul style="list-style-type: none"> • HCVF の特質を維持するための管理を行っていること 				
<ul style="list-style-type: none"> • モニタリング実施記録の概要は公開用として準備されていること 				
<p>9.4 年に一度のモニタリングが実施され、保護特質が維持され高めるように取られている措置が効果的なものであるかどうかの評価されなければならない。</p>	<p>地元専門家・関係者ヒアリング、モニタリング実施結果、現地調査等で確認</p>			
<ul style="list-style-type: none"> • HCVF におけるモニタリング手法が作成されていること 				
<ul style="list-style-type: none"> • モニタリング実施記録が保管されていること 				
<ul style="list-style-type: none"> • モニタリング手法や結果の評価が適切に行われていること 				

用語解説

「国内基準草案7」の用語は、一般的な辞書で定義されているものと同様ですが、林業用語や生態学用語など専門性の高い用語も含まれるため、以下のように用語の定義を示します。ただし、「地域社会」のような曖昧な用語に関しては、森林管理者及び認証者によってその地域の状況を勘案して判断されるべきものです。草案8では、「地元」をできるだけ「地元」へと修正しました。

用語	解説
遺伝子組替え生物	様々な方法によって、遺伝子構造が変化したものから構成されるように誘導された生命体
化学薬品	化学肥料、殺虫剤、殺菌剤そしてホルモンの部類
河川・溪流	
外来種	本来の生育地でないところに移動して生育を続ける種
慣習上の権利	長く継続する慣習的な行動によって起こる権利。それらの行動の継続的の反復や、持続的な黙諾の状態により、地理的または社会的集団の中で発生した伝統的な権利
景観	その地域における地質、地形、土壌、気候、生物、そして人間の相互作用の影響から起こる、相互に作用する生態系からなる地理的なモザイク
固有種・在来種	その地域に自然に存在している種。その地域に固有であるもの
使用权	地域の慣習、相互の同意によって定義されるか、またはアクセス権を持つものによって規定される、森林資源を利用する権利。これらの権利は、特定の資源の利用をある消費レベルまでに制限したり、または特定の伐採技術の利用を制限する。
自然林	人為によらずに自然に成立した森林で、遷移が進み、ほとんど極相を呈しており、その土地条件や気候条件を反映した固有の生態系の基本的特徴と主要要素の多くが現存する森林
植林地	人為的に植栽されて成林した森林域。一般に人工林と同義であるが、厳密には更新方法がもっぱら植栽による森林域をいう
森林管理／管理者	森林資源と事業の運営管理及び、管理システムと体系、施業計画に関する責任者
水源域	通常、流域の源流部を指すが、下流での水利用の状況によって、小流域そのものや大きな山体そのものを指す場合があり、水利用域との相対的な位置関係で決まる上流域
成熟二次林	二次的に再生した森林であって遷移が進み、その土地の自然林の生物種構成に近くなった森林
生態系	生物群集と無機的環境からなる一つの物質系で、生物的構成要素は生産者・消費者・分解者に分けられ、無機的環境の構成要素は大気・水・土壌・光などに分けられる。これらの要素は環境作用 (action)、環境形成作用 (reaction)、あるいは生物相互作用 (coaction) によって動的に結合されている。
生態系保護区	生態系を全体的に保護するものと生態系を構成する各要素を保護するものがある。科学的観点から公共の利益、自然景

	観、動植物群集を維持するため、自然をあらゆる変更から保護する一定の限られた地域
生物多様性	全ての種類の生物間の多様性（陸上、海洋そして他の水生動物の生態系を含む）、そしてそれらがその一部分となる生態的複合体。種内、種間、生態系間の多様性を含む
生物的防除体	他の生物の個体群を排除または調節するために用いられる生物体
絶滅危惧種	全て、またはかなりの部分の範囲が絶滅の危機にあるあらゆる種
先住民	ある国に現在住んでいる人々に先だって住んだ人々（広辞苑）。また、「先住民に関する国連専門調査委員会によって採択された委員会の定義」では、「異なる文化または外来の起源をもった人々が自分たちの世界の部分からやってきて、もといいた人たちに打ち勝ち、そして征服、居住、または他の方法によってもといいた人々を非支配的、または植民地的な状況におとしいれた時に、ある国の全体的、または部分的な存在するテリトリーに住んでいた人々の、現存する子孫。彼らは今日、優占している人々の区分である他の国民的、社会的、そして文化的特徴を主に包含する国家体系の下で、彼らが現在一部分を構成しているその国の社会制度よりも、彼ら特有の社会的、経済的、文化的習慣、そして伝統に、より従って生活している。」
遷移	全ての期間を通して、自然のプロセス（人為でない）によって引き起こされる、種構成と森林群落構造の進行性的変化
注目種	絶滅危惧種などの貴重種のほか、その土地独自の環境を示す指標種など、生物群の中では生態的・環境的にみて優れていると考えられる生物種の総称
チェーンオブカスタディ ー（COC）	製品が元の林地から最終利用まで流通する経路
天然林	通常は自然林を指すが、林業界では慣習的に人工林以外の森林を指し、広葉樹林の一般総称として使われることが多い
非木材林産物	樹木以外の植物や、動物の製品に加え、木材（樹脂や葉のように、樹木から得られる原料を含む）以外の全ての林産物
バッファゾーン	外界からの作用に対して内部でその影響を弱めてしまう効果を持つ地帯で、緩衝地帯という。例えば、溪流沿いのバッファゾーンは、人工林が及ぼすと溪流の自然への影響を軽減し、溪流の自然生態系を守り、維持する地帯
保有権	法的な規則または慣習によって認知される、個人や集団の、ある土地の区域、またそこに含まれる関連資源（個々の樹木、植物種、水、無機塩類など）の所有、保持、アクセス、利用などの「権利と義務のまとまり」を尊重する社会的に定義された契約
モニタリング	環境の経時的変化を監視するもので、環境に影響を及ぼす行為の前後に調査してその変化結果を評価し、以降の環境対策に資するもの
ワシントン条約 （CITES）	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（昭和55年8月23日条約25号）で、野生動植物の国際取引の規制を、輸出国と輸入国が協力して実施して採取や捕獲を抑制し、絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とする国際条約
ILO条約	ILO(国際労働機関)は、労働条件の改善のための国際労働基準を設定することをそのもっとも重要な活動としており、ILO条約は加盟国の批准により効力を生じ、批准国は、その条約の規定を国内法にとりいれる義務を負う。これまで結ばれたILO条約は183あるが、そのうち日本が批准した条約は44条約である。規準4.3にある「結社の自由及び団結権の保護

	に関する条約（第 87 号）、団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第 98 号）」は日本も批准している。
国際熱帯木材協定 (ITTA)	この協定は、協定の実施機関である国際熱帯木材機関の構成及び活動並びに世界の木材経済に関する問題の協議及び情報の共有に関する規定を中心とする国際商品協定であり、自国の天然資源に対する主権の確認、世界の木材経済に関する協力・枠組みの提供、持続可能な開発への寄与、2000 年目標(西暦 2000 年までに持続可能な経営が行われている森林から伐採された木材のみを貿易の対象とする)、資金面及び技術面の支援、情報の共有の促進等を目的としている。
生物多様性条約	条約加盟国は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とする国家戦略又は国家計画を作成・実行する義務を負っている。また、重要な地域・種の特特定とモニタリングを行うことになっている。一方、生物多様性の持続可能な利用のための措置として、持続可能な利用の政策への組み込みや、先住民の伝統的な薬法のように、利用に関する伝統的・文化的慣行の保護・奨励について規定している。「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」は、1992 年 6 月ブラジルで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で条約に加盟するための署名が開始され、1993 年 12 月 29 日に発効した。
ラムサール条約	湿地には国境をまたぐものもあり、また、水鳥の多くは国境に関係なく渡りをすることから、国際的な取組が求められ、そこで、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の賢明な利用 (Wise Use) を進めることを目的として、1971 年 2 月 2 日、イランのラムサール (カスピ海沿岸の町) で開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において、本条約が作成された (1975 年 12 月 21 日発効)。
世界遺産条約	世界の文化遺産および自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産をリストアップし、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国が行う保護対策を支援する。世界遺産条約の目的は、「世界のすべての人に関係するような際だって普遍的な価値を持つ遺産を保護すること」にある。1972 年 11 月 16 日、パリで開催された第 17 回ユネスコ総会で採択、1973 年にアメリカが最初に条約を批准する。161 ヶ国 (2000 年 12 月現在) 日本は、1992 年 6 月 30 日に締約国となる。このリストには平成 12 年(2000 年)12 月現在、690 件の世界遺産が登録されている。内訳としては、自然遺産 138 件、文化遺産 529 件、文化および自然遺産の複合遺産 23 件である。
ボン条約	1979 年にドイツのボンで採択された「移動性動物の保護に関する条約」の通称。渡り鳥やウミガメなどの移動性動物の保護について、研究調査や保全のための国際的なガイドラインを定めた条約であり、各加盟国は、陸生動物類、海洋動物類、鳥類の移動性の種とその生息地を保護することが求められる。ボン条約は、地球規模で野生動物やその生息地の保護を扱っている数少ない政府間条約の一つであり、1983 年 11 月にこの条約が施行されてから、2003 年 9 月現在までに、アフリカ・中央アメリカ・南アメリカ・アジア・ヨーロッパ・オセアニアの 84 カ国が加盟しているが、今のところ日本は加盟していない。